



島労発基 0901 第 2 号

令和 8 年 9 月 1 日

島根地方最低賃金審議会

会 長 藤本 晴久 殿

島根労働局長

中 村 昭 彦



島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について （諮問）

令和 8 年 7 月 1 6 日付けをもって申出代表者 電機連合山陰地方協議会プロテリアル労働組合安来支部 支部長 松本均 から、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添写しのとおり島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（令和 7 年島根労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



島労発基 0901 第 3 号

令和 8 年 9 月 1 日

島根地方最低賃金審議会

会 長 藤本 晴久 殿

島 根 労 働 局 長

中 村 昭 彦



島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について （諮問）

令和 8 年 7 月 1 6 日付けをもって申出代表者 J A M山陰 執行委員長 大菅正
樹 から、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、
別添写しのとおり島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最
低賃金（令和 7 年島根労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があった
ので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



島労発基 0901 第 4 号
令和 8 年 9 月 1 日

島根地方最低賃金審議会

会 長 藤本 晴久 殿

島根労働局長

中 村 昭 彦



島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について （諮問）

令和 8 年 7 月 1 6 日付けをもって申出代表者 電機連合山陰地方協議会島根地域協議会 議長 松本均 から、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添写しのとおり島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（令和 7 年島根労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



島労発基 0901 第 5 号

令和 8 年 9 月 1 日

島根地方最低賃金審議会

会 長 藤本 晴久 殿

島根労働局長

中 村 昭 彦



島根県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について (諮問)

令和 8 年 7 月 27 日付けをもって申出代表者 自動車総連島根地方協議会 議長
藤原一樹 から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に
基づき、別添写しのとおり島根県自動車・同附属品製造業最低賃金（令和 7 年島根労
働局最低賃金公示第 6 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規
定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。



島労発基 0901 第 6 号

令和 8 年 9 月 1 日

島根地方最低賃金審議会

会 長 藤本 晴久 殿

島根労働局長

中 村 昭 彦



島根県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について （諮問）

令和 8 年 7 月 1 6 日付けをもって申出代表者 自動車総連島根地方協議会販売
部門連絡会 委員長 米原大貴 から、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）
第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、別添写しのとおり島根県自動車（新車）小売業最
低賃金（平成 2 0 年島根労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があ
ったので、同法第 2 1 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を
求める。